

【注】この例はあくまでも参考であり、実施規則に定めるべき事項が記載されたものであれば、形式等は問いません。

特定製造貨物管理業務に係る実施規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 社実施規則（以下「本規則」という。）は、社（以下「当社」という。）が行う特定製造貨物（当社が製造した貨物をいう。以下同じ。）の輸出における管理に関する業務（以下「特定製造貨物管理業務」という。）について、法令を遵守し、業務を適正に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う特定製造貨物管理業務に適用する。

第2章 基本方針

（基本方針）

第2条 特定製造貨物管理業務を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- 一 特定製造貨物管理業務の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- 三 本規則及び別途策定する業務手順書の定めるところにより、適正に業務を行う。

第3章 組織

（最高責任者）

第3条 適正な特定製造貨物管理業務の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、第4条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第4条 特定製造貨物管理業務の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業員の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 各部門間、本支店間及び各従業員間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 特定製造貨物管理業務に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。
- 4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第5条 最高責任者は、法令遵守の観点から、特定製造貨物管理業務を総合的に管理する部門（以下「総括管理部門」という。）を設置し、次の業務を行わせることとする。

- 一 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- 二 各部門への指示、連絡及び調整

実施規則の例（認定製造者用）

- 三 危機管理体制の整備
- 四 社内教育及び訓練の実施
- 五 特定製造貨物管理業務の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- 六 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（事業部門）

第6条 各事業部門においては、第4条各項の規定に従い体制を整備する。

- 2 各部門は、取引先との間で輸出入の注文等を行うに当たり、定められた業務手順書に従って関係書類の作成等を行う。
- 3 各部門は、必要に応じて個別の特定製造貨物管理業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（事務管理部門）

第7条 事務管理部門においては、定められた業務手順書に従って、特定製造貨物に関する各種書類の対査確認、関係書類の保存、在庫や運送状況の管理等を行う。

（法令監査部門）

第8条 法令監査部門は、特定製造貨物管理業務に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- 一 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- 二 個別の特定製造貨物管理業務が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- 三 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- 四 監査結果及び勧告の最高責任者及び統括管理部門への報告

（各部門における責任者）

第9条 各部門における特定製造貨物管理業務を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、貿易関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における特定製造貨物管理業務に携わる従業員の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業員の責務）

第10条 従業員は、第2章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、特定製造貨物管理業務を適正に遂行する。

第4章 基本的業務

（貨物確認書の作成・管理）

第11条 特定製造貨物に係る貨物確認書（関税法第67条の3第4項に規定する貨物確認書をいう。）の作成を適正に行うため、当社の特定製造貨物の品名、数量、記号及び番号、輸出に際して関係する法令等を的確に確認するとともに、特定製造貨物の輸出を行う特定製造貨物輸出者（当社の特定製造貨物に係る輸出を委託する者をいう。以下同じ。）へ確実に当該貨物確認書を交付し、総括管理部門はこれを各事業部門と共有する。

実施規則の例（認定製造者用）

- 2 貨物確認書は、必要に応じて法令監査部門において審査を行うものとする。

（特定製造貨物輸出申告の管理）

第 12 条 特定製造貨物輸出者による特定製造貨物輸出申告について、当社が作成した貨物確認書その他関係書類に基づき適正に行われていること、及び当該申告に係る貨物が的確に輸出されたことを確認するため、特定製造貨物輸出者又はその他の関係者から輸出許可通知書の写し又は外国貿易船等へ積み込んだことを証する書類等の提出を求める。

- 2 特定製造貨物輸出者が通関業者に通関手続を依頼している場合には、通関依頼書、仕入書その他通関に必要な書類が適正に提供されることを確保するための手順を整備する。
- 3 特定製造貨物輸出申告において、税関の審査又は検査が行われることとなった場合に、特定製造貨物輸出者（特定製造貨物輸出者が通関手続を委託する通関業者を含む。）が速やかに関係書類の提出又は検査への対応等を行うことを確保するための手順を整備する。

（貨物管理）

第 13 条 貨物の出入荷を管理する部門は、特定製造貨物について、各種帳票との対査確認を行うとともに、運送を担当する部門（又は業務委託先）により運送が行われる体制を整備する。

- 2 事務管理部門は、特定製造貨物の保管施設における亡失防止等の措置、搬出入の管理に加え、移動中の貨物の運送状況、現在地、外国貿易船（機）への積卸しの状況を把握できる体制を整備する。
- 3 特定製造貨物の保管施設においては、安全管理のための十分な施設が整えられ、定められた業務手順書に則って適正な保管のための管理がなされることを確保する。
- 4 特定製造貨物に異常が認められた場合には、速やかにその状況が総括管理部門に報告される体制を整備する。

第 5 章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第 14 条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第 6 章 関連会社等の指導等

（関連会社等への委託及び指導）

第 15 条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者にて特定製造貨物管理業務の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

- 2 適正な貨物管理の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。
- 3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。
- 4 総括管理部門は、前 2 項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第7章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第16条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。
また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、各部門が協働して積極的に協力し、的確に対応する。

第8章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第17条 特定製造貨物管理業務についての事故、法令違反等又は財務状況により関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

- 2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。
- 3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容及び第8条の規定に基づき行われた監査の結果を所管官庁に速やかに報告する。
- 4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第9章 教育及び研修

（教育及び研修）

第18条 各部門は、特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業員が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。

- 2 各部門の責任者は、従業員が常に高いコンプライアンス意識を維持し、貿易関連法令、本規則等に定める事項を浸透させるため、必要な教育及び訓練を定期的かつ継続的に実施する。
- 3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業員の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。
- 4 特定製造貨物管理業務の一部を外部の事業者へ委託している場合には、委託先及び従業員に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第10章 処分

（処分）

第19条 法令及び本規則に違反した従業員は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第11章 その他

（規則等の改訂）

第20条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速や

実施規則の例（認定製造者用）

かに所管省庁に提出する。